

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- また、本取引は、法令・諸規則等により、取引の内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 法人のお客様の場合
- ・ 個人のお客様で、当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

有価証券店頭デリバティブ取引等に関する契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、有価証券店頭デリバティブ取引等を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 本書面において、有価証券店頭デリバティブ取引等（以下、「本取引」といいます。）とは、先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イ、ロ所定の取引及び売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券及びその対価としての一定の金銭の授受を約する取引）及びオプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ、ニ所定の取引）をいいます。
- 先渡取引とは、取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を売買する取引です。
- オプション取引とは、取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を買う権利（コールオプション）または売る権利（プットオプション）を売買する取引です。オプション取引において、権利を取得する立場の当事者が権利を付与する立場の当事者に対し、権利の対価としてプレミアムを支払います。権利を取得する立場の当事者が権利行使をした場合、あらかじめ取り決めた期日に、あらかじめ取り決めた価格（権利行使価格）で有価証券の売買が成立します。
- 本取引の決済方法は現物決済及び差金決済があります。
- 本取引は当社がお客様の相手方となる方法（相対取引）により行います。
- 本取引は取引が終了するまで原則として中途解約はできません。
- お客様に与信が発生する取引となる場合、担保契約を締結して頂きます。
- 本取引は、お客様が利益を得られる可能性がある一方で、お客様に損失が発生する可能性がある商品です。本取引を開始する場合または継続して行う場合は、本取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

本取引は当社との相対取引により売買することとなり、その対価のみ（購入対価、売却対価）を受払い頂きます。

リスクについて

本取引には主として次のようなリスクがあります。

価格変動リスク

- 本取引は取引期間中の対象銘柄の株価上昇又は下落によりお客様に損失が発生する可能性があります。
- 先渡取引に関して、お客様が買い手となる場合、決済日に対象銘柄をあらかじめ取り決めた価格（先渡価格）で購入することになるため、評価日の対象銘柄の価格が先渡価格を下回る場合は損失が発生します。
- 先渡取引に関して、お客様が売り手となる場合、決済日に対象銘柄をあらかじめ取り決めた価格（先渡価格）で売却することになるため、評価日の対象銘柄の価格が先渡価格を上回る場合は損失が発生します。
- コールオプションに関して、お客様が権利を取得する立場の当事者となる場合、評価日の対象銘柄の価格が権利行使価格を下回ると権利行使をすることができません。この場合、お客様にプレミアムをお支払い頂くのみで取引が終了します。
- コールオプションに関して、お客様が権利を付与する立場の当事者となる場合、評価日の対象銘柄の価格が権利行使価格を上回ると、対象銘柄を権利行使価格で売却することとなります。評価日の対象銘柄の価格と権利行使価格の差額がプレミアム（1株当たり）の金額を上回る場合はお客様に損失が発生します。（ターゲットセル）
- プットオプションに関して、お客様が権利を取得する立場の当事者となる場合、評価日の対象銘柄の価格が権利行使価格を上回ると権利行使をすることができません。この場合、お客様にプレミアムをお支払い頂くのみで取引が終了します。
- プットオプションに関して、お客様が権利を付与する立場の当事者となる場合、評価日の対象銘柄の価格が権利行使価格を下回ると、対象銘柄を権利行使価格で買い取ることとなります。権利行使価格と評価日の対象銘柄の価格の差額がプレミアム（1株当たり）の金額を上回る場合はお客様に損失が発生します。（ターゲットバイ）
- 本取引は取引が終了するまで原則として中途解約はできません。ただし、お客様と当社が本取引の中途解約に合意した場合はその限りではありません。この場合、中途解約に伴うコスト負担が発生する場合があります、お客様のご負担となります。
- お客様の与信が発生する取引となる場合、担保契約を締結して頂きます。本取引の対象銘柄の価格の変動等により担保に不足が生じた場合は、追加の担保を差し入れて頂きます。

流動性リスク

- 本取引は活発な流通市場は確立されておりません。当社では、原則として本取引の取引期間中の中途解約は受け付けておりません。本取引は取引期間終了までお取引されることを前提にご検討下さい。

信用リスク

- 本取引は、お客様と当社との間の相対取引です。したがって、お客様には当社への信用リスク（当社が経営破綻等に陥った場合、契約や株券等の授受が履行されないリス

ク)が発生することになります。

- 当社の直近 1 年間の四半期ごとの経営状況と財務状況、自己資本比率等は、当社のホームページ上の情報をご覧ください。

その他の留意点

インサイダー取引規制

本取引は対象銘柄の発行会社に関するインサイダー取引規制（金融商品取引法第166条（会社関係者の禁止行為）及び167条（公開買付者等関係者の禁止行為）に規定される上場会社等の業務等に関する重要事実及び公開買付け等事実の公表前の当該関係者による取引禁止規制）の適用を受けます。

クーリング・オフの対象にはなりません

本取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（クーリング・オフ）の規定の適用はありません。

1. 有価証券店頭デリバティブ取引等に関する契約

- 本取引はお客様と当社との間で行う相対取引（当社がお客様の相手方となって成立する取引）となります。
- 取引開始に当たっては「有価証券店頭デリバティブ取引等に関する基本契約書」を締結（以下「基本契約」といいます。）して頂きます。
- 基本契約書に基づく個別の有価証券店頭デリバティブ取引等が成立（以下「個別契約」といいます。）しますと、個別契約で合意した内容を確認するため「有価証券店頭デリバティブ取引等に関する個別取引明細書」（以下「個別取引明細書」といいます。）を当社からお客様に交付致します。
- お客様の与信が発生する取引となる場合、「有価証券店頭デリバティブ取引等に関する担保契約書」を締結（以下「担保契約」といいます。）して頂きます。
- 基本契約並びに各個別契約及び担保契約は、合わせてひとつの契約を構成します。各個別契約又は担保契約に基本契約と異なる内容を定めた場合には、個別契約又は担保契約の内容が基本契約に優先します。また、個別契約に担保契約と異なる内容を定めた場合には、個別契約の内容が担保契約に優先します。

2. 有価証券店頭デリバティブ取引等の概要

本書面において有価証券店頭デリバティブ取引等とは先渡取引及びオプション取引（コールオプション及びプットオプション）をいいます。本取引の決済方法は現物決済及び差金決済があります。

(1) 先渡取引の概要

先渡取引とは、取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を売買する取引です。取引開始時に、対象銘柄、対象数量、先

渡価格、評価日、決済日を取り決めます。

① お客様が買い手、当社が売り手となる場合

<現物決済>

- 決済日に、先渡価格に対象数量を乗じた金額をお客様から当社にお支払い頂きます。当社はお客様に対象銘柄について対象数量を受け渡します。

<差金決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が先渡価格を下回る場合、決済日に下記で計算される決済金額をお客様から当社にお支払い頂きます。

$$\text{決済金額} = (\text{先渡価格} - \text{対象銘柄の評価日の価格}) \times \text{対象数量}$$

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が先渡価格以上となる場合、決済日に下記で計算される決済金額を当社からお客様にお支払い致します。

$$\text{決済金額} = (\text{対象銘柄の評価日の価格} - \text{先渡価格}) \times \text{対象数量}$$

② お客様が売り手、当社が買い手となる場合

<現物決済>

- 決済日に、先渡価格に対象数量を乗じた金額を当社からお客様にお支払い致します。お客様は当社に対象銘柄について対象数量を受け渡して頂きます。

<差金決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が先渡価格を下回る場合、決済日に下記で計算される決済金額を当社からお客様にお支払い致します。

$$\text{決済金額} = (\text{先渡価格} - \text{対象銘柄の評価日の価格}) \times \text{対象数量}$$

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が先渡価格以上となる場合、決済日に下記で計算される決済金額をお客様から当社にお支払い頂きます。

$$\text{決済金額} = (\text{対象銘柄の評価日の価格} - \text{先渡価格}) \times \text{対象数量}$$

(2) コールオプションの概要

コールオプションとは、取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を買う権利を売買する取引です。コールオプションにおいて、権利を取得する立場の当事者が権利を付与する立場の当事者に対し、権利の対価としてプレミアムを支払います。権利を取得する立場の当事者が権利行使をした場合、あらかじめ取り決めた期日に、あらかじめ取り決めた価格（権利行使価格）で有価証券の売買が成立します。

取引開始時に、対象銘柄、対象数量、権利行使価格、プレミアム、プレミアム支払日、評価日、決済日を取り決めます。

① お客様が買い手（権利を取得する立場）、当社が売り手（権利を付与する立場）となる場合

プレミアム支払日にお客様から当社にプレミアムをお支払い頂きます。

<現物決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以下となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を上回る場合、決済日に権利行使価格に対象数量を乗じた金額をお客様から当社にお支払い頂きます。当社はお客様に対

象銘柄について対象数量を受け渡し致します。

<差金決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以下となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。
- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を上回る場合、決済日に下記で計算される決済金額を当社からお客様にお支払い致します。

決済金額＝（対象銘柄の評価日の価格－権利行使価格）×対象数量

- ② お客様が売り手（権利を付与する立場）、当社が買い手（権利を取得する立場）となる場合
プレミアム支払日に当社からお客様にプレミアムをお支払い致します。

<現物決済>（ターゲットセル）

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以下となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。
- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を上回る場合、決済日に権利行使価格に対象数量を乗じた金額を当社からお客様にお支払い致します。お客様は当社に対象銘柄について対象数量を受け渡しして頂きます。

<差金決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以下となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。
- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を上回る場合、決済日に下記で計算される決済金額をお客様から当社にお支払い頂きます。

決済金額＝（対象銘柄の評価日の価格－権利行使価格）×対象数量

(3) プットオプションの概要

プットオプションとは、取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を売る権利を売買する取引です。プットオプションにおいて、権利を取得する立場の当事者が権利を付与する立場の当事者に対し、権利の対価としてプレミアムを支払います。権利を取得する立場の当事者が権利行使をした場合、あらかじめ取り決めた期日に、あらかじめ取り決めた価格（権利行使価格）で有価証券の売買が成立します。

取引開始時に、対象銘柄、対象数量、権利行使価格、プレミアム、プレミアム支払日、評価日、決済日を取り決めます。

- ① お客様が買い手（権利を取得する立場）、当社が売り手（権利を付与する立場）となる場合
プレミアム支払日にお客様から当社にプレミアムをお支払い頂きます。

<現物決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以上となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。
- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を下回る場合、決済日に権利行使価格に対象数量を乗じた金額を当社からお客様にお支払い致します。お客様は当社に対象銘柄について対象数量を受け渡しして頂きます。

<差金決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以上となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。
- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を下回る場合、決済日に下記で計算される決済金額を当社からお客様にお支払い致します。

$$\text{決済金額} = (\text{権利行使価格} - \text{対象銘柄の評価日の価格}) \times \text{対象数量}$$

- ② お客様が売り手（権利を付与する立場）、当社が買い手（権利を取得する立場）となる場合
プレミアム支払日に当社からお客様にプレミアムをお支払い致します。

<現物決済>（ターゲットバイ）

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以上となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。
- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を下回る場合、決済日に権利行使価格に対象数量を乗じた金額をお客様から当社にお支払い頂きます。当社はお客様に対象銘柄について対象数量を受け渡し致します。

<差金決済>

- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格以上となる場合、対象銘柄及び現金の受渡しは発生致しません。
- 対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）が権利行使価格を下回る場合、決済日に下記で計算される決済金額をお客様から当社にお支払い頂きます。

$$\text{決済金額} = (\text{権利行使価格} - \text{対象銘柄の評価日の価格}) \times \text{対象数量}$$

3. 担保契約の概要

お客様の与信が発生する取引となる場合、担保契約を締結して頂きます。本取引の対象銘柄の価格の変動等により担保に不足が生じた場合は、追加の担保を差し入れて頂きます。

- 約定日にお客様から当社に当初想定元本（約定日の前営業日の対象資産の終値に対象数量を乗じた金額）の20%に相当する金額を担保として差し入れて頂きます。
- 個別取引に関するお客様の損失額が閾値（差入済担保の金額から想定元本の5%に相当する金額を差し引いた金額）以上となった場合は、追加で担保を差し入れて頂きます。
- 追加で差し入れて頂く担保の金額は、必要担保額（損失額に当初想定元本の20%に相当する金額を加算した金額）から差入れ済みの担保金額を差し引いた金額となります。
- 追加担保の差入れ期限は追加担保請求の通知があった日から3営業日後です。
- 差入れ済みの担保金額が必要担保額（損失額に当初想定元本の20%に相当する金額を加算した金額）を上回っている場合、お客様のご依頼に基づき、その差額を当社からお客様に差し戻し致します。
- 最低担保金額は想定元本の20%に相当する金額となります。（個別取引の時価がプラスとなった場合でも想定元本の20%に相当する金額を担保として差し入れて頂きます。）
- 同時に複数の個別取引をお取引頂いている場合、各個別取引毎に担保の管理を致します。

4. 有価証券店頭デリバティブ取引等に関する主要な用語

基本契約 : 有価証券店頭デリバティブ取引等の基本となる契約で、取引を開始す

るに際して、用語の定義や事務手続きなど、お客様と当社の基本的な取り決め事項を内容とする契約です。個別取引に先立ちあらかじめ締結します。

- 個別契約 : 基本契約のもとで行う個別の有価証券店頭デリバティブ取引等に関する契約です。
- 個別取引明細書 : 個別の有価証券店頭デリバティブ取引等の取引条件を記載した明細書です。
- 担保契約 : お客様の与信が発生する有価証券店頭デリバティブ取引等をお取引頂く場合に必要となる契約です。担保の授受及び清算等の取り決め事項を内容とした契約です。
- 先渡取引 : 取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格（先渡価格）で有価証券を売買する取引です。
- 先渡価格 : 取引開始時に決める先渡取引の売買価格です。
- オプション取引 : 取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を買う権利（コールオプション）または売る権利（プットオプション）を売買する取引です。オプション取引において、権利を取得する立場の当事者が権利を付与する立場の当事者に対し、権利の対価としてプレミアムを支払います。権利を取得する立場の当事者が権利行使をした場合、あらかじめ取り決めた期日に、あらかじめ取り決めた価格（権利行使価格）で有価証券の売買が成立します。
- コールオプション : 取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を買う権利です。
- プットオプション : 取引の当事者が将来のあらかじめ取り決めた期日に、その時の市場価格に関係なく、あらかじめ取り決めた価格で有価証券を売る権利です。
- 権利行使価格 : オプション取引において、権利を取得する立場の当事者が権利行使した際に対象銘柄を売買する価格です。
- プレミアム : オプション取引において、権利を取得する立場の当事者が、対象銘柄を権利行使価格で買う権利、または売る権利の対価として、権利を付与する立場の当事者に対して支払う金額です。
- 対象銘柄 : 個別の有価証券店頭デリバティブ取引等の対象となる銘柄です。
- 対象数量 : 個別の有価証券店頭デリバティブ取引等の対象となる対象銘柄の数量です。
- 決済金額 : 個別の有価証券店頭デリバティブ取引等の取引条件に従って計算された取引終了時の受渡金額です。
- 約定日 : 個別の有価証券店頭デリバティブ取引等について約定した日です。お客様の個別の有価証券店頭デリバティブ取引等の注文に対して、当社が承諾の通知をした時点で約定となります。

プレミアム支払日	:	オプション取引において、権利を取得する立場の当事者がプレミアムを権利を付与する立場の当事者に支払う日です。
評価日	:	個別の有価証券店頭デリバティブ取引等の取引終了時の決済金額及び受け渡す対象銘柄の対象数量を決定する日です。
決済日	:	個別の有価証券店頭デリバティブ取引等の取引条件に従って決定した決済金額及び対象数量の対象銘柄を受渡する日です。
取引所取引日	:	対象銘柄が上場する金融商品取引所で取引が行われる日です。
現物決済	:	契約当事者の一方が、先渡取引における先渡価格、またはオプション取引における権利行使価格に基づいて算出される金額を支払い、相手方が対象銘柄を受け渡すことにより行う決済方法です。
差金決済	:	先渡取引における先渡価格、またはオプション取引における権利行使価格と対象銘柄の評価日の価格（原則として終値）との差額に相当する金額を受け渡すことにより行う決済方法です。

5. 決済金額等の通知及び決済方法

- 本取引の取引条件に従って算出される決済金額及び受け渡す対象銘柄の数量は当社が計算し、お客様に通知致します。
- 本取引における現金及び対象銘柄等の受渡しは当社におけるお客様名義の証券総合口座において行われます。

6. 市場混乱事由

- 市場混乱事由とは、取引所における対象銘柄の取引又は対象銘柄に係るオプション取引若しくは先物取引が上場されている場合にはかかる取引について、以下のいずれかに該当することとなった場合をいい、当該事由発生の判断は当社が行います。
 - ① 制限値幅を超過する価格変動を理由として取引が停止される、若しくは売買の制限を課されること
 - ② 取引終了前の1時間の間に取引自体に何らかの制限が課されること
 - ③ 予定されていた取引時間が突然短縮されること
 - ④ 通常の取引が行われなかったこと
- 市場混乱事由が発生した場合、評価日は市場混乱事由が発生していない次の取引所取引日に延期されます。但し、市場混乱事由がなければ評価日となるはずだった当初の日から5取引所取引日の各日においていずれも市場混乱事由が存在する場合には、当該5取引所取引日目を評価日とし、当社は誠実に合理的な根拠に基づいて対象銘柄の評価日の価格を算出します。

7. 決済混乱事由

- 合理的支配の及ばない事由により、決済日に、株式会社証券保管振替機構（又は株券の決済機関として個別契約に指定されたその他の機関）を通じた対象銘柄の引渡債務の履行が出来ない場合（以下「決済混乱事由」といいます。）は、決済日は、決済混乱事由が存在しない次の取引所

取引日となります。

- 但し、決済混乱事由がなければ決済日のはずであった当初の日から10取引所取引日まで決済混乱事由が継続する場合は、当該10取引所取引日目の翌取引所取引日を決済日として、当社の計算により算出された金額を当該引渡債務者が相手方当事者に支払うことにより、当該引渡債務は消滅するものとします。

8. 調整事由

- 対象銘柄について有償増資、株式分割、株式併合、減資、合併、株式交換、株式移転、特別配当、自己株式取得、消却、その他理論上の株価に影響を与えると当社が判断する事由が発生した場合、当社は理論上の株価への影響を考慮のうえ、対象資産、対象数量、先渡価格、権利行使価格その他の取引条件について調整を行います。
- 当社が前項に従い取引条件を調整することが困難と判断した場合は、当該個別取引は基本契約書の規定に従って清算されます。

9. 上場廃止

- 対象銘柄の上場が廃止、又は廃止されることが確実な場合には、当社はお客様に当該個別契約を解約する日を事前に通知し、当該個別取引を終了します。
- 当社が前項に従い個別契約を解約した場合は、当該個別取引は基本契約書の規定に従って清算されます。

10. 自動契約終了事由

- 契約当事者に以下の事由が1つでも生じた場合は、基本契約及び全ての個別契約は何らの催告なしに終了します。
 - ① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始及び特別清算開始その他内外法令に基づくこれらに類似の法的倒産手続開始の申立てがあったとき
 - ② 業務執行決定機関が解散決議又はそれと同等の決議をしたとき（但し、合併による場合を除く。）
 - ③ 租税公課を滞納して督促を受けたとき又は差押えを受けたとき
 - ④ 支払いを停止したとき
 - ⑤ 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 基本契約、各個別契約又は担保契約に基づく相手方に対する債権について、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき
 - ⑦ 連絡先変更の通知を怠る等その責めに帰すべき理由により、相手方に当該当事者の所在が不明になったとき
 - ⑧ 死亡又は後見開始、保佐開始、補助開始若しくは任意後見監督人選任の審判を受けたとき
- 前項に従い基本契約及び全ての個別契約が終了する場合、全ての個別契約は基本契約書の規定に従って清算されます。

11. 債務不履行等による一方的解約

- 契約当事者に以下の事由が1つでも生じた場合は、相手方に通知することにより、基本契約及び個別契約の全部を終了することができます。
 - ① 基本契約、個別契約又は担保契約に基づく債務の履行が支払期日までになされないとき
 - ② 基本契約、個別契約又は担保契約以外に基づく債務に関し、期限の利益を喪失したとき
 - ③ 基本契約、個別契約又は担保契約に基づく債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めるとき
 - ④ 事業再生ADRその他の私的整理手続の手続利用申請を行ったとき
 - ⑤ 前各号の他、債権の保全を著しく損なう事由が生じたとき
 - ⑥ 基本契約、個別契約、担保契約又は当社との有価証券取引若しくはその他の取引に関し、重大な法令違反又は契約違反があったとき
 - ⑦ 基本契約書で行った表明のいずれかが、表明を行い、又は表明が繰り返された時点において真実に反することが明らかとなったとき
- 前項に従い基本契約及び全ての個別契約が終了する場合、全ての個別契約は基本契約書の規定に従って清算されます。

12. 個別契約の中途解約

- 個別契約はいずれも、個別取引終了まで原則として中途解約できません。但し、当社とお客様が合意した場合に限り個別契約を解約することができます。
- 前項に従い個別契約を解約する場合は、当該個別取引は基本契約書の規定に従って清算されます。

13. 税務（ご参考）

有価証券店頭デリバティブ取引の税務の取扱いについては、お客様の税理士又は最寄の税務署にご相談ください。なお、一般には次のような取扱いがなされるものと考えられます。ただし、税務上の見解相違により、また将来、法令の改正又は通達等があった場合には、取扱いが異なることがあります。

(1) お客様が法人である場合

- 本取引に係る損益は法人税に係る所得の計算上、益金又は損金の額に算入されます。

(2) お客様が個人である場合

- 権利行使がされなかったときのプレミアムの授受に伴う損益は雑所得として総合課税の対象となります。権利行使がされたときのプレミアムは株式等の譲渡所得の一部として認識します。

14. 当社の概要

商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号、商品先物取引業者
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、 日本商品先物取引協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 48,323,132,501 円(2023年3月31日現在)
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和19年3月
連絡先 カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店まで
ご連絡ください。

SBI証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

電話番号：株式会社 SBI証券カスタマーサービスセンター

固定電話：0120-104-214 (無料)

携帯電話：0570-550-104 (有料)

受付時間：平日(年末年始を除く) 8:00-17:00

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日、年末年始を除く)

2023年7月

株式会社 SBI証券